

子をたま生時は其一町の家主下役名主に訴年寄に告ゲ町奉行に至り、犬醫師といふ者有て、うやうやしく禮を掛て招キ、犬の脈を伺ふなど、て術を盡して藥に大人參を用ひ、命危キ、迎藥店へ人を走らせ、或は布蒲團新に仕立重キ敷キ、又上より布蒲團を以覆フ、美食を調へ、美肴を調味し、二七日の内は晝夜朝夕數十人代り、張番し、繁キ店中を明て是をいれ、三七日にいたり、犬醫師の指圖にて氣晴し足ならし、迎所の家主下役五人組繩を取て其犬を引き、十間二十間も町筋を引廻ル、其うつけたる有様前代未聞の事也、誤て犬に疵付、万一犬死する時は、申譯くらきものは、其品に依て死罪、又は遠島擧て敷へがたし、北條高時、犬を集て戰せしのみ、未犬の代として重キ人倫の命を取し事不聞云々、按に三國志吳孫皓犬を愛して鬪犬の戯をなし、太平記相摸入道また鬪犬の遊戲をなせし、犬醫師はをさくものに見えねど、物理小識に、犬病を療治する方あり可考、

〔撈海一得〕宋朱弁曲洧舊聞曰、崇寧初、范致虛上言、十二宮神狗居戌位、爲陛下本命、今京師有以屠狗爲業者、宜行禁止、因降指揮、禁天下殺狗、告者賞錢至二萬ト、ア、諛臣ノ言、天下ニ禍スル可惡、狗ニ因テ罪不辜ニ及ブ、徽宗ノ五國ニ死ル、不幸ニハアラズ、

〔半日閑話二〕一元祿八亥年 東叡山下谷坂下

壹丁目 貳丁目 三丁目

犬毛付書上帳

一貳疋 内壹疋 貳疋 赤黒虎男犬 壹疋 赤ぶち男犬 主孫左衛門印 一壹疋 白男犬 主新右衛門印

一壹疋 白ぶち男犬 主五郎兵衛印 一壹疋 赤ぶち男犬 主重兵衛印

一壹疋 虎ぶち男犬 旅犬 一壹疋 赤男犬 同斷

一壹疋 同斷 一壹疋 赤男犬 同斷

一壹疋 白男犬 同斷 一壹疋 赤女犬 同斷○此下 缺文

一赤黒絞女犬壹疋 權左衛門印 一黒毛男犬壹疋 權之丞印主付犬主